【お財布サポート】重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1)　サービス名

「お財布サポート」

(2)　サービスの種類

業務提携先の法人又は団体が入会を認めた利用者に対し、暮らしやレジャーに役立つサービスや情報等を供することにより、豊かな生活のお手伝いをすることができるサービス。本サービスの対象者は本倶楽部に入会申込みを行った個人及びその配偶者及びその二親等以内の親族となります。

各サービスの詳細は「お財布サポート」Web サイトにてご確認いただくか、またはソニーネットワークコミュニケーションズ販売担当者までお問い合わせください。

(3)　ご利用料金

月額基本料金：550 円(税込)

※「お財布サポート」のご利用には、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下、「SNC」といいます)指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4)　ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

1.SNCが定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他SNCが定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5)　サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、SNC 及びセールスパートナーの申込み処理手続きが完了した後、SNC がサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6)　サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名　　称　　株式会社セールスパートナー

住　　所　　東京都豊島区南池袋二丁目 9 番 9 号

代表者氏名　　嶋 育己

(7)　キャンペーンについて

NURO 光 2G 各種プランをご利用のお客さま

マイページにてご確認ください。

NURO 光 for マンション/ NURO 光 10G をご利用のお客さま

マイページにてご確認ください。

NURO 光以外(SNC が別途指定する第三者が提供する電気通信サービスの回線) をご利用のお客さま

ご契約の光インターネット回線のマイページにお問い合わせください。

(8)　サービスに隠れた瑕疵がある場合のセールスパートナーの責任について

上記サービスの提供に関し、セールスパートナーが負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、セールスパートナーはこれを賠償するものとします。

(9)　契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「お財布サポート 契約解除」と記載いただき、お客さまの住所、氏名及び電話番号(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社及びセールスパートナーにご登録いただいた情報)を記載し、署名捺印のうえご提出ください。

契約解除書面の送付先

NURO 光 2G 各種プランをご利用のお客さま

宛名　ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社　NURO 事務センター

住所　〒151-0053　東京都渋谷区代々木２－６－５テレコミュニケーションビル

アルティウスリンク株式会社 内

※　上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

NURO 光 for マンション/NURO 光 10G をご利用のお客さま

宛名　ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社　NURO 事務センター

住所　〒151-0053　東京都渋谷区代々木２－６－５テレコミュニケーションビル

アルティウスリンク株式会社 内

※　上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

NURO 光以外(SNC が別途指定する第三者が提供する電気通信サービスの回線)をご利用のお客さま

宛名　光サービス事務センター

住所　〒151-0053　東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビル

アルティウスリンク株式会社 内

※　上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1．この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。

2．上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、セールスパートナーが特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又はセールスパートナーが同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、セールスパートナーが交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3．上記 1､2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は､当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。

4．上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、セールスパートナーは、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。

5．上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、セールスパートナーは当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

6．上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、セールスパートナーが当該契約に関連して金銭を受領しているときは、セールスパートナーは、速やかに、その全額を返還いたします。

7．上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは、セールスパートナーに対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10)　サービスの利用契約の解約に関するご連絡先

NURO 光 2G各種プランをご利用のお客さま

マイページにてご解約ください。

その他のお問い合わせ受付先

【NURO 光 サポートデスク】

https://1738.jp/nuro_con

NURO 光 for マンションをご利用のお客さま

NURO 光 サポートデスク

https://1738.jp/nuro_com

NURO 光以外(SNCが別途指定する第三者が提供する電気通信サービスの回線)をご利用のお客さま

光インターネットサポートデスク 電話番号：0570-099-084 または 03-6705-5849

受付時間：10:00～18:00 (1月1日、2日および弊社指定のメンテナンス日を除く)